

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第6号

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例（令和5年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第28条の2」の次に「、第28条の5、28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7」を加え、「管理監督職勤務上限年齢等」を「職員の定年等」に改める。

第2条を次のように改める。

（定年等）

第2条 兵庫県下の市町から派遣された職員の定年等は、当該職員を派遣した市町における関係規定の例による。ただし、管理監督職を占める職員は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の管理監督職員等の範囲を定める規則（平成19年神戸市人事委員会規則第7号）第2条に規定する職員とする。

第3条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。